

大分県地域スポーツクラブ育成パスウェイ事業

1. 事業目的

R4年度から（公財）日本スポーツ協会（以下、JSPO）総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）全国協議会主導で「総合型クラブ登録・認証制度」が運用開始された。当該制度の運用は、県民に運動・スポーツ活動を提供する地域スポーツ団体としてのガバナンス確立が期待される。

また「第2期大分県スポーツ推進計画」には、「誰もが気軽に取り組めるスポーツの推進」、「市町村等と連携したクラブ創設と活動エリアの拡大」等が掲げられている。これら計画の達成のためには、登録・認証制度を活用したJSPO公認総合型クラブの創設、総合型クラブの普及・啓発、運営人材の発掘等が求められる。

以上に鑑み本事業は、「第2期大分県スポーツ推進計画」に基づき、新たに本県における地域スポーツ環境への関与を試みる団体の安定的な組織整備を目的として実施するものである。

2. 事業実施団体

以下にすべて該当した上で、大分県内を拠点とした地域スポーツサービスの拡充を志す団体。（法人格の有無は問わない。）応募多数の場合は、本会が審査し決定する。

- ① JSPO 総合型クラブ登録・認証制度への登録意思があること。
- ② 申請前に大分県スポーツ協会（以下、本会）への事前相談を完了していること。
- ③ 申請日時点で、地域においてスポーツサービスを提供していること。

【事前相談について】

事前相談とは、本会への事前相談を指す。当該クラブの事業計画書をもとに約60分のヒアリングを行い、修正したものをもって申請する。

3. 事業実施期間

令和4年7月1日～令和5年1月31日とする。

4. 事業内容

本会が設置する地域スポーツ推進団体連絡会議と連携し、以下、2点の取り組みを行う。

(1) 当該団体における経営計画・行動計画の策定

当該団体における理念、達成目標をはじめとした、以後、3年間の当該団体における経営計画・行動計画の策定。

(2) 地域課題の解決に向けた取り組みの実行

(1)の策定に伴い、地域内のニーズ調査からスポーツ活動（教室）の開講までを一体的に実施する。なおスポーツ教室については下記のいずれかとする。

【地域課題の解決へ向けた取り組み（例）】

- ・子どもの体力向上が期待できるもの
- ・障がい者もスポーツ活動に参加することが出来るもの
- ・スポーツを通じた介護予防・健康増進が期待出来るもの

5. 補助額

1 団体あたり 40 万円以内

6. 申請書類

- ① 事業計画書（現在の状況、課題等）
- ② 団体基礎情報

7. 契約の締結

前項において提出された事業実施計画書及び収支予算書を精査し、本会が適切であると認めた場合、当協会と事業実施団体において、契約を締結する。

8. 事業費の経理処理等

「令和 4 年度地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業 都道府県体育・スポーツ協会事業 経理処理要領」に定める。

9. 事業実施報告書の提出

所定の事業実施報告書を作成し、本会に提出すること。

(1) 提出物

「令和 4 年度地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業 都道府県体育・スポーツ協会事業 経理処理要領」に定める。

(2) 提出期限

令和 5 年 1 月 31 日とする。

(3) 提出の際の留意事項

事業実施報告書の提出の際には、報告書類原本一式と併せ、報告書類一式のデータを提出すること。報告書提出の際には、全て(証憑書類を含む)の写し(コピー)を取った上で、原本を本会に提出する。なお写し(コピー)及びデータについて採択を受けた団体にて事業終了の翌年度から 5 年間保管すること。

10. その他

本会は、採択を受けた団体に対し、事業の遂行及び収支簿の状況について報告を求めること、その状況を調

査することがある。また、事業費の確定にあたり、前述「9.事業実施報告書の提出」に定める提出物の精査に加え、現地調査を行うことがある。なお本要項に定めのない事項については、本会に対して速やかに報告するとともに、双方で協議のうえ、適切に対応するものとする。